

令和5年度 実地指導の報告

障害者施策課 指導担当

1 今年度（令和5年度）の実地指導の状況

（1）区単独で実施した実地指導の状況

18事業者・24事業（サービス）において、実地指導を実施。

- ◆内訳：相談支援事業所 5 箇所、居宅介護 4 箇所、就労継続支援B型 1 箇所、共同生活援助 7 箇所、児童発達支援 1 箇所、放課後等デイサービス 2 箇所

(2) その他の実地指導等の状況

- 6事業者・6事業（サービス）において、
- ・実地指導後のモニタリング（調査）、
 - ・東京都の実地指導の立会い等を実施。

◆内訳

①区実地指導後のモニタリング（2箇所）

*** 実地指導時に改善確認が出来なかった事業所に対して、
それぞれ複数回実施。**

②東京都の実地指導に立会い（1箇所）

③東京都の実地調査等に同席（3箇所）

④施設または状況確認のため訪問（4箇所）

(4) 実地指導で指摘があった事例

① 返還になった事例

- ◆ 加算に係る支援の記録がなかった。
- ◆ 個別支援計画への位置付けが、全員同じ支援内容で個々に位置付けていなかった。

※ よって、実施状況が確認できない。

➡ 改善結果

- 事業所の体制に合った、体制加算の区分を変更した。
- 過去5年に遡り自主点検し、過誤により返還した。

②重要事項説明書が不十分な事例

◆区市町村の①苦情相談窓口と②虐待相談窓口が未記載または誤記載。

※ ①苦情相談窓口と②虐待相談窓口は、混同しやすいので、
要注意！

◆各利用者の主治医と緊急連絡先が未記載。

◆運営規定、契約書、重要事項説明書の統一性、整合性が取れていない。

➡改善結果

変更後、改めて利用者等の署名を得た。

③業務管理体制の整備に関する届け出が不適切な事例

★業務管理体制とは

法令遵守等の業務管理体制の整備が、平成24年4月1日から事業者に義務化されました。整備する業務管理体制の内容は、指定を受けた事業所等の数に応じ定められています。

事業者ごとに業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、関係行政機関に届け出ることになりました。

＊提出先は事業者の展開に応じて異なるので要注意（国、東京都、杉並区）。

- ◆新規に指定を受けた後に、新規の届出が未提出であった。
- ◆事業者・所の所在地等の変更があったが、変更に関する届出が未提出であった。

➡改善結果

正しい届出先に提出した。

④個別支援計画の内容不備の事例

- ◆支援内容が、利用者全員同一で、個別の課題・対応となっていない。
- ◆サービス開始から内容が変わっていない。
- ◆加算に必要な項目・内容・個別対応について記載がない。

➡改善結果

- アセスメント、モニタリングがきちんとできていたので、それを活かした内容に計画を変更した。

⑤ 法定代理受領の通知が不適切な事例

◆ 未通知の事例

法定代理受領により支援給付費の支給を受けたが、当該利用者・児及び保護者に対し、給付費の額を通知していなかった。

◆ 通知の時期が不適切な事例

給付費を受領する前に、発行・郵送していた。

➡ 改善結果

- 正しい時期に、通知を発行・郵送した。

2 今年度（令和5年度）より既に義務化されている項目について

- (1) 虐待防止・権利擁護の取組み
- (2) 身体拘束の適正化の取組み

(1) 虐待防止・権利擁護に必要な取組みとは

①虐待防止委員会の設置と定期的な開催 (年1回以上)

* 身体拘束適正化委員会と合わせて開催することも可能

②委員会の検討結果(内容)を従業者に周知

③虐待防止等責任者の設置

④従業者に対し研修を実施 (年1回以上)

* 身体拘束適正化研修と合わせて実施することも可能

⑤虐待防止チェックリスト(セルチェックリスト)の実施

➡次年度より、未実施減算対象

(2) 身体拘束の適正化を図るために必要な取り組み（事項・措置）とは

①身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会の設置と定期的な開催（年1回以上）

*虐待防止委員会と合わせて開催することも可能

②委員会の検討結果（内容）を従業者に周知

③身体的拘束等の適正化のための指針の整備

④従業者に対し研修を実施（年1回以上）

*虐待防止研修と合わせて実施することも可能

➡未実施減算が今年度より適用

3 来年度（令和6年度）から本格義務化になる項目について（経過措置3年終了）

- （1）感染症の発生及びまん延の防止等の取組み
- （2）業務継続計画（BCP）の策定その他の取組み

(1) 感染症の発生及びまん延の防止等の取組み

- ① 感染症の発生及びまん延の防止等の委員会の設置・開催と検討結果（内容）を従業者へ周知
- ② 感染症の発生及びまん延の防止等に関する指針の整備
- ③ 従業者への研修の実施（年2回以上）
- ④ 訓練（シュミレーション）の実施

* BCPの研修・訓練と合わせて実施することも可能

(2) 業務継続計画（BCP）の策定の取組み

各施設・事業所ごとに、策定等が必要です。
感染症や災害の発生時に、利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、非常時の体制で業務再開を図るための計画です。

(1) 計画の策定

①**感染症分野**と②**災害（火災・地震・水害）分野**

(2) 従業者に対して計画を周知

(3) 計画に従って、従業者の研修と訓練の実施（年1回以上）

(4) 定期的な計画の見直し

(5) 必要に応じて計画の変更

➡令和6年4月1日から完全義務化